

四 半 期 報 告 書

事業年度 自 2018年10月 1 日
(第53期第 3 四半期) 至 2018年12月31日



目次

表紙.....	1
第一部 企業情報.....	2
第1 企業の概況.....	2
1 主要な経営指標等の推移.....	2
2 事業の内容.....	2
第2 事業の状況.....	3
1 事業等のリスク.....	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析.....	3
3 経営上の重要な契約等.....	4
第3 提出会社の状況.....	5
1 株式等の状況.....	5
2 役員の状況.....	6
第4 経理の状況.....	7
1 四半期財務諸表.....	8
2 その他.....	13
第二部 提出会社の保証会社等の情報.....	14
四半期レビュー報告書.....	15

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年2月8日

【四半期会計期間】 第53期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)

【会社名】 株式会社ダイショー

【英訳名】 DAISHO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 松本洋助

【本店の所在の場所】 東京都墨田区亀沢一丁目17番3号

【電話番号】 03(3626)9321(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 堀脇裕之

【最寄りの連絡場所】 (福岡本社)福岡市東区松田一丁目11番17号

【電話番号】 092(611)9321(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 堀脇裕之

【縦覧に供する場所】 株式会社ダイショー 福岡本社
(福岡市東区松田一丁目11番17号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第52期 第3四半期累計期間	第53期 第3四半期累計期間	第52期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年12月31日	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (百万円)	16,065	16,279	20,461
経常利益 (百万円)	889	827	616
四半期(当期)純利益 (百万円)	586	556	395
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	870	870	870
発行済株式総数 (株)	9,868,800	9,868,800	9,868,800
純資産額 (百万円)	8,003	8,168	7,808
総資産額 (百万円)	15,357	14,837	13,973
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	60.79	57.65	41.02
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	9.00	9.00	18.00
自己資本比率 (%)	52.1	55.1	55.9

回次	第52期 第3四半期会計期間	第53期 第3四半期会計期間
会計期間	自 2017年10月1日 至 2017年12月31日	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	51.09	44.60

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、前第3四半期累計期間及び前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

5 第1四半期累計期間より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、前第3四半期累計期間及び前事業年度についても百万円単位で表示しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善、設備投資の増加など、緩やかな景気の回復が持続しているものの、国内の消費は底堅くも力強さに欠け、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

食品業界におきましては、人口減少による内需が伸び悩むなか販売競争が激化する一方で、消費者の価値や差別化を求める意識の高まりや根強い節約志向への対応が求められるなど、厳しい経営環境が続きました。

このような状況のもと、当社は、中期経営計画の最終年度にあたり、「成長分野である業務用製品の積極的な売上拡大」と「生鮮向け製品などの主力製品分野での安定的な売上確保」の実現という基本方針を踏襲し、経営環境の変化に対応した販売体制・開発体制のさらなる増強とともに、新製品開発によるラインアップの充実と販売プロモーションの積極的展開に取り組み、業績の向上に努めました。

製品群別の概況は、以下のとおりであります。

液体調味料群においては、小売用製品では、主力製品の「焼肉のたれ」類が順調に売上を伸ばし、家族で手軽に話題の人気メニューが楽しめる『ポークチャップの素』、『サラダチキンの素』などの新製品を投入いたしました。鍋用スープでは、人気の辛味系ポテトスナックの味を鍋で再現したコラボレーション製品『コイケヤ監修 カラムーチョ鍋スープ ホットチリ味』を新たに投入し、売上を大きく牽引いたしました。また、主力シリーズにおいても新製品の投入、リニューアルを行うなど、「コク」、「うまみ」にこだわったラインアップを一層強化し、売上に貢献いたしました。一方で暖冬による鍋つゆ市場の低調の影響を大きく受けることとなりました。業務用製品では、販売チャネルごとの専任部署を新設するなど、営業組織・人員の拡充をさらに推し進め、顧客のニーズに適合したメニュー開発・提案を強化したことにより、大きく売上を伸ばしました。この結果、売上高は115億18百万円（前年同期比102.7%）となりました。

粉体調味料群においては、『味・塩こしょう』シリーズは詰め替え用を中心に堅調に推移いたしました。青汁類などの小売用製品は厳しい販売環境下で苦戦を強いられました。この結果、売上高は29億77百万円（前年同期比97.5%）となりました。

その他調味料群においては、新製品『ピーマンの春雨炒め用セット』を投入し、ラインアップの充実により「野菜春雨炒め」シリーズは売上を伸ばし、その他業務用製品は伸長しましたが、売上高は17億83百万円（前年同期比99.6%）となりました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における売上高は、162億79百万円（前年同期比101.3%）となりました。利益につきましては、原材料価格は安定して推移したものの、物流コスト、燃料費、労務費・人件費関連コストの増加を吸収するには至らず、営業利益は8億13百万円（前年同期比91.8%）、経常利益は8億27百万円（前年同期比93.0%）、四半期純利益は5億56百万円（前年同期比94.8%）となりました。

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ8億63百万円増加し、148億37百万円となりました。固定資産が総資産の51.8%を占め、流動資産は総資産の48.2%を占めております。主な資産の変動は、「受取手形及び売掛金」が15億27百万円増加し、「現金及び預金」が3億94百万円、「建物及び構築物」が1億9百万円、「リース資産」が1億5百万円減少したことによります。

負債は、前事業年度末に比べ5億3百万円増加し、66億68百万円となりました。流動負債が負債合計の72.8%を占め、固定負債は負債合計の27.2%を占めております。主な負債の変動は、「買掛金」が4億16百万円、「未払金」が2億39百万円、「短期借入金」が1億円増加し、「賞与引当金」が1億80百万円減少したことによります。

純資産は、前事業年度末に比べ3億60百万円増加し、81億68百万円となりました。主な純資産の変動は、剰余金の配当1億73百万円の支出と四半期純利益5億56百万円の計上等により「利益剰余金」が3億82百万円増加したことによります。自己資本比率は55.1%となり、前事業年度末に比べ0.8%下降しました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社の経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における当社の研究開発活動の金額は2億77百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」に記載のとおり、当第3四半期累計期間において、重要な変更はありません。

(6) 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の主な資金需要は、製品製造のための原材料費、労務費、経費、販売費及び一般管理費等の営業費用並びに当社の生産設備の更新、改修等に係る投資であります。

これらの資金需要につきましては、営業活動によるキャッシュ・フロー及び自己資金のほか、金融機関からの借入等による資金調達にて対応していくこととしております。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年2月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,868,800	9,868,800	東京証券取引所 市場第二部	1単元の株式数 100株
計	9,868,800	9,868,800	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年12月31日	—	9,868,800	—	870	—	379

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（2018年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 216,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,644,500	96,445	—
単元未満株式	普通株式 8,300	—	—
発行済株式総数	9,868,800	—	—
総株主の議決権	—	96,445	—

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式88株が含まれております。

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ダイショー	東京都墨田区亀沢 一丁目17番3号	216,000	—	216,000	2.18
計	—	216,000	—	216,000	2.18

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2018年10月1日から2018年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2018年4月1日から2018年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,642	1,248
受取手形及び売掛金	※ 3,113	※ 4,641
商品及び製品	748	811
原材料	334	356
その他	270	113
貸倒引当金	△18	△26
流動資産合計	6,092	7,145
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,380	2,270
土地	2,675	2,677
リース資産（純額）	880	775
その他（純額）	884	770
有形固定資産合計	6,820	6,493
無形固定資産	39	24
投資その他の資産		
投資その他の資産	1,022	1,174
貸倒引当金	△1	△1
投資その他の資産合計	1,021	1,173
固定資産合計	7,880	7,691
資産合計	13,973	14,837
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,584	2,001
短期借入金	300	400
未払金	1,169	1,409
未払法人税等	189	161
賞与引当金	382	202
その他	588	677
流動負債合計	4,214	4,852
固定負債		
退職給付引当金	441	433
役員退職慰労引当金	763	762
その他	745	620
固定負債合計	1,950	1,816
負債合計	6,164	6,668

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2018年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	870	870
資本剰余金	379	379
利益剰余金	6,610	6,993
自己株式	△114	△114
株主資本合計	7,746	8,129
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	61	39
評価・換算差額等合計	61	39
純資産合計	7,808	8,168
負債純資産合計	13,973	14,837

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自2017年4月1日 至2017年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自2018年4月1日 至2018年12月31日)
売上高	16,065	16,279
売上原価	9,246	9,340
売上総利益	6,819	6,939
販売費及び一般管理費	5,933	6,125
営業利益	886	813
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2	2
不動産賃貸料	5	5
保険解約返戻金	—	9
その他	7	8
営業外収益合計	15	26
営業外費用		
支払利息	11	11
その他	0	0
営業外費用合計	12	12
経常利益	889	827
特別損失		
固定資産除売却損	1	9
特別損失合計	1	9
税引前四半期純利益	887	817
法人税、住民税及び事業税	300	261
法人税等合計	300	261
四半期純利益	586	556

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	
1. 原価差異の繰延処理	操業度等の季節的な変動に起因して発生した原価差異につきましては、原価計算期末までにはほぼ解消が見込まれるため、当該原価差異を流動資産または流動負債として繰り延べる方法を採用しております。
2. 税金費用の計算	当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(追加情報)

当第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に含めております。

(四半期貸借対照表関係)

- ※ 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
 なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末残高に含まれております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2018年12月31日)
受取手形	14百万円	2百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

- 当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	531百万円	511百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	86	9.00	2017年3月31日	2017年6月30日	利益剰余金
2017年11月2日 取締役会	普通株式	86	9.00	2017年9月30日	2017年12月1日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	86	9.00	2018年3月31日	2018年6月29日	利益剰余金
2018年11月2日 取締役会	普通株式	86	9.00	2018年9月30日	2018年12月3日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、食品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり四半期純利益	60円79銭	57円65銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	586	556
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	586	556
普通株式の期中平均株式数(株)	9,652,756	9,652,730

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

第53期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）中間配当については、2018年11月2日開催の取締役会において、2018年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、実施いたしました。

① 配当金の総額	86百万円
② 1株当たりの金額	9円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2018年12月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月7日

株式会社ダイショー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 元 浩 文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイショーの2018年4月1日から2019年3月31日までの第53期事業年度の第3四半期会計期間(2018年10月1日から2018年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2018年4月1日から2018年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ダイショーの2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。